

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第7部門第3区分
 【発行日】令和7年3月26日(2025.3.26)

【公開番号】特開2023-136630(P2023-136630A)
 【公開日】令和5年9月29日(2023.9.29)
 【年通号数】公開公報(特許)2023-184
 【出願番号】特願2022-42410(P2022-42410)
 【国際特許分類】
 H04N 1/10(2006.01)
 【FI】
 H04N 1/10

10

【手続補正書】
 【提出日】令和7年3月14日(2025.3.14)
 【手続補正1】
 【補正対象書類名】特許請求の範囲
 【補正対象項目名】全文
 【補正方法】変更
 【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1部分と前記第1部分とは異なる第2部分とを含む媒体から、画像を読み取る画像読取装置であって、
前記媒体を載置するための載置面を有する載置台と、
前記載置台に載置された前記媒体の前記第1部分の側端面を案内するためのガイド部と、
載置された前記媒体の前記第2部分の画像を撮影する撮影部と、
を備え、
前記ガイド部と前記載置面との間に、第1スリットが形成される、
画像読取装置。

30

【請求項2】

異なるサイズの媒体を載置するための載置面を有する載置台と、
前記載置台に対向して配置され、前記媒体の画像を撮影する撮影部と、
第1のサイズである第1の前記媒体の端部が挿入される第1スリットと、
前記第1のサイズとは異なる第2のサイズである第2の前記媒体を案内するガイド部と、
を備え、
前記ガイド部の幅方向の外側に前記第1スリットが配置される、
画像読取装置。

【請求項3】

前記媒体の先端に対向する突き当て面を有する突き当て部をさらに備える、
請求項1または2に記載の画像読取装置。

40

【請求項4】

前記媒体の先端に対向する突き当て面を有する突き当て部と、
前記載置面のうちの前記第2部分に対向する領域に対向する押さえ面を有する押さえ部と、
をさらに備え、

前記押さえ部は、前記突き当て部から離れている、
請求項1に記載の画像読取装置。

【請求項5】

前記領域に対向する上側ガイド面を有する上側ガイド部と、

50

曲面を有する接続部と、
をさらに備え、

前記領域と前記上側ガイド面との間の距離は、前記領域と前記押さえ面との間の距離より長く、

前記上側ガイド面は、前記曲面を介して前記押さえ面に接続され、

前記曲面は、前記押さえ部から離れるにつれて前記載置面から離れるように形成されている、

請求項 4 に記載の画像読取装置。

【請求項 6】

前記第 1 部分の前記側端面の反対側の他の側端面に対向する反対側ガイド面が形成される反対側ガイド部をさらに備え、

前記反対側ガイド部と前記載置面との間に、第 2 スリットが形成される、

請求項 1、4 または 5 に記載の画像読取装置。

【請求項 7】

前記載置台の上に配置され、開口部を有する筐体をさらに備え、

前記筐体の外部に前記開口部を介して前記載置面の一部が配置される、

請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の画像読取装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本開示の一態様による画像読取装置は、第 1 部分と前記第 1 部分とは異なる第 2 部分とを含む媒体から、画像を読み取る画像読取装置であって、前記媒体を載置するための載置面を有する載置台と、前記載置台に載置された前記媒体の前記第 1 部分の側端面を案内するためのガイド部と、載置された前記媒体の前記第 2 部分の画像を撮影する撮影部と、を備え、前記ガイド部と前記載置面との間に、第 1 スリットが形成される。

10

20

30

40

50